

公社分譲住宅および分譲宅地の買戻特約登記抹消について

当公社の土地、建物の分譲では譲渡契約において期間を定めて(5年、10年等)買戻が規定されており、その買戻権について登記簿に買戻特約登記が付されています。

買戻の期間を経過するとその買戻権の効力は消滅しますが、買戻特約が登記されたままですと売買等において支障となる場合があります。その場合、登記簿に記載された買戻特約登記の抹消が必要となりますが、法務局に申請しなければ買戻特約登記は抹消されません。

この抹消にあたり

当公社からお客様宛に登記抹消に必要な書類を交付いたしますので交付申請をお願いいたします。

1. 登記原因証書(買戻特約登記の登記済証)の検索、書類作成に時間を要しますことを予めご了承ください。書類交付を円滑に進めるため、事前に団地名・購入者のお名前をお電話お伝えいただけますようお願いいたします。
2. 申請書等の書類は、こちらのページからPDF形式でダウンロードできます。
3. 申請書の提出及び発行手数料の入金を確認後、公社から登記抹消の同意書等必要書類を送付いたします。
4. 登記抹消完了後の、完了証の提出をお願いします。(コピー・FAX可)

* 登記に必要な費用(司法書士報酬等)及び抹消の同意書の発行手数料として1通1,000円はお客様負担となりますので予めご了承ください。